

相談窓口

八尾市人権文化ふれあい部 人権政策課

 **072-924-3894**

月曜日～金曜日(8:45～17:15)

八尾市男女共同参画センター「すみれ」

 **072-923-4940**

火曜日～土曜日(9:00～17:00)

大阪府女性相談センター

(配偶者暴力相談支援センター)

 **06-6946-7890**  **06-6949-6022**

(9:00～20:00) ※祝日・年末年始は休みです。

大阪府立男女共同参画・青少年センター

(ドーンセンター)

 **06-6937-7800**

火曜日～金曜日(17:00～20:00) 土曜日・日曜日(10:00～16:00)

※祝日・年末年始は休みです。

緊急時は110番 または最寄りの警察署へ

DV

配偶者や恋人からの暴力

ひとりで 悩まないで

ドメスティック・バイオレンス



パープルリボン
「女性に対する暴力をなくす運動」のシンボルです。
この運動をきっかけに、
あらゆる暴力のない社会の実現をめざしましょう。



これって DV?

さまざまな
暴力のかたち

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、
配偶者や恋人など
親しい関係にある人からの暴力です。



なぐる・ける・物をなげる

どなる・おどす・無視する

性的関係を強要する

避妊に協力しない

生活費を渡さない

友人や家族との付き合いを
制限する・監視する



DVは 重大な人権侵害であり 犯罪となる行為です。

たとえ、夫婦や恋人等であっても、
暴力をふるうことは許されません。

「DVかも?」と思ったら、
自分を責めたり、ひとりで悩まずに、
まずはご相談ください。
また、身近な人がDVで悩んでいたら、
専門機関に相談するよう
すすめてあげてください。